一二、株式会社那覇タワーほか三名に対する件

昭和五二年（排）第一九号

排除命令

那覇市牧志町一丁目七七三番地
株式会社　那覇タワー
右代表者　代表取締役　高　良　定　尚

那覇市牧志町一丁目七二九番地
宝不動産合資会社
右代表者　代表社員　高　良　定　尚

那覇市牧志町一丁目七七三番地
ジヨゼこと
仲　宗　根　知　子

那覇市牧志町一丁目七七三番地
寓話こと
翁　長　信　子

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社那覇タワー、宝不動産合資会社、ジョゼこと仲宗根知子及び寓話こと翁長信子は、共同して、一般消費者を対象に、昭和五二年九月一日から同月三〇日までを期間とし、「創立五周年記念謝恩ビッグプレゼント」と称して行つた景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　右四名は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　右四名は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社那覇タワー及び宝不動産合資会社は、それぞれ肩書地に本店を置き、また、ジョゼこと仲宗根知子及び寓話こと翁長信子は、それぞれ肩書地に店舗を有し、肩書地所在の「那覇タワービル」内において、株式会社那覇タワーは飲食業を、宝不動産合資会社は駐車場業等を、ジョゼこと仲宗根知子及び寓話こと翁長信子は婦人洋品雑貨等の小売業をそれぞれ営む事業者である。

二　株式会社那覇タワー、宝不動産合資会社、ジョゼこと仲宗根知子及び寓話こと翁長信子（以下「那覇タワーほか三名」という。）は、共同して、一般消費者を対象に、昭和五二年九月一日から同月三〇日までを期間とし、「創立五周年記念謝恩ビッグプレゼント」と称して、期間中、飲食又は婦人洋品雑貨等の購入一、〇〇〇円ごとに、抽せ

ん補助券一枚を与え、同補助券五枚で抽せん券一枚と引き換え、また、駐車場の利用五、〇〇〇円ごとに、同抽せん券一枚を与え、抽せんにより、特等アメリカ西海岸八日間の招待旅行（三一万四〇〇〇円相当）三本、一等ポータブルテレビ（三万六八〇〇円相当）一本、二等ポータブルラジオ（二万一〇〇〇円相当）一本、三等食事券（一万円相当）三本の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　那覇タワーほか三名の前記懸賞に係る取引の価額は、五、〇〇〇円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがつて、前記景品類中、特等、一等及び二等の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、那覇タワーほか三名の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であつて、同告示第二項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年一二月二三日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔